平成２３年（フ）第３２１９号
札幌市中央区南５条西９丁目1008番地２
クィーン南５条マンション601号
債務者　武井みどり
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２６３号
札幌市北区太平10条４丁目９番７号　エクセレンス太平202号
債務者　奥山　洋司
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３１２号
札幌市手稲区前田９条11丁目７番16号　ベーシック豊103号
債務者　須藤　卓哉
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３１６号
北海道恵庭市恵央町９番１　市営住宅３―207号
債務者　遠嶋　理恵
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３２１号
札幌市東区東苗穂10条２丁目18番１―202号
債務者　眞鍋　和也
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３３０号
札幌市北区篠路８条６丁目14番20号　リーベデンス山本Ｂ101号
債務者　齊藤　則明
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４７９号
札幌市白石区川北１条２丁目８番28号　レモンハウス３号
債務者　北守　勝巳
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５３１号
北海道江別市新栄台12番地の２
債務者　梅田ゆかり（旧姓篠谷）
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５６０号
札幌市西区平和２条10丁目４番30号
債務者　村上　美紀
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４号
札幌市東区東苗穂11条２丁目６番３―104号
債務者　種田　真二
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５号
札幌市東区東苗穂11条２丁目６番３―104号
債務者　種田美智子
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４６号
札幌市厚別区大谷地東７丁目３番１―202号
債務者　田中　真樹（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４号
福島県会津若松市金川町17番107号　クインズ大仁205号
債務者　齊藤　博孝
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第４１９号
群馬県高崎市末広町187番地１　ベルメゾン末広Ｓ1103号
債務者　佐藤　　宏
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第７号
群馬県藤岡市岡之郷696番地　セジュール千木良Ｃ101
債務者　浅田　正彦
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第４４２号
千葉県佐倉市上勝田1274番地４
債務者　矢澤　邦彦
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２４９号
千葉県東金市田間160番地５
債務者　埴谷　孝子
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係